



デジタルアーカイブ産学フォーラム(第5回)

EPADの活動と日本の舞台芸術公演映像にまつわる課題

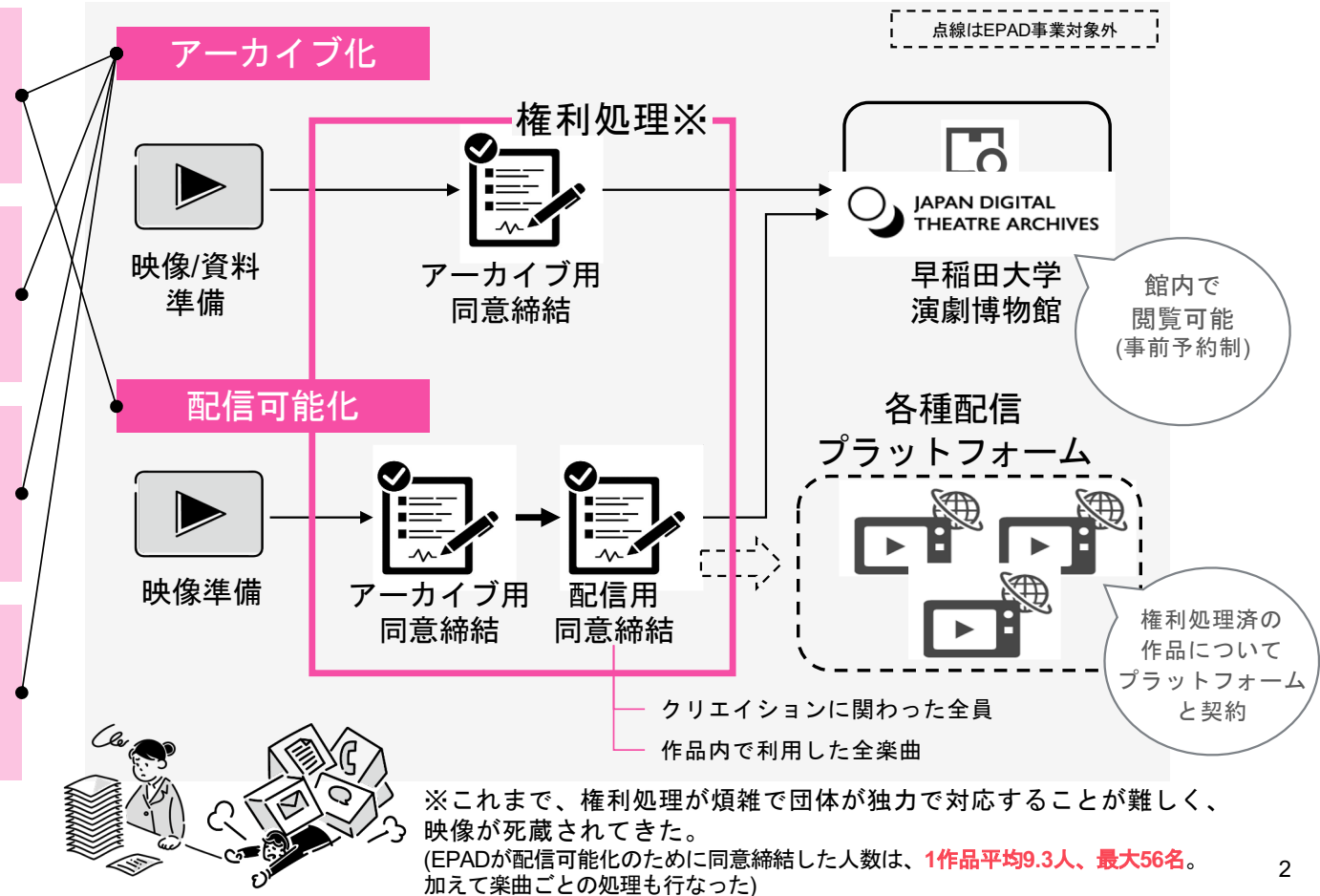
2022年1月26日

EPADとは？

EPAD事業概要

- 公演映像の
アーカイブ化・配信可能化事業
- 戯曲の収集とデジタル化
- 舞台美術資料の写真、
デザイン画等の収集とデジタル化
- スタッフ技術
Eラーニング動画の
制作・教育連携

データの流れ



EPADの立ち上がりと、その経緯

目の前で苦境にいる現場の人たちを、短期間でいかに効果的に救済するかを優先して検討。

EPAD事業で目指したこと



対価の素早い還元

COVID-19で直近の仕事を失い、今まさに経済的苦境に立たされている人を救う



権利処理の徹底

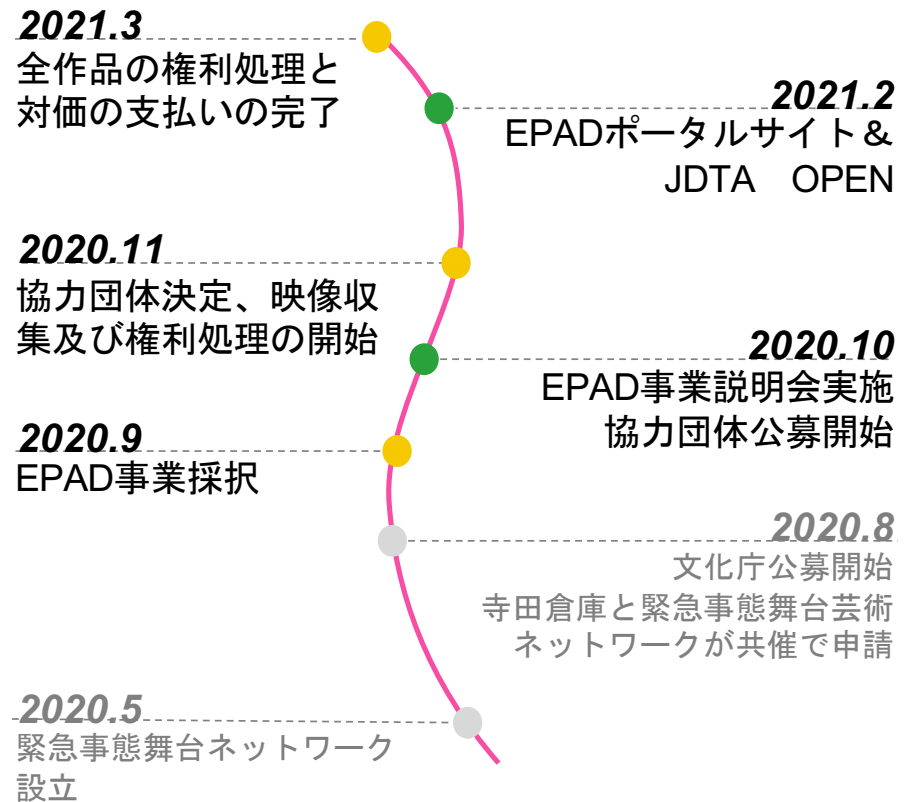
権利処理を専門家がサポートすることで配信利用を促進する



作品の未来継承

2001年からデジタルアーカイブを進める早稲田大学演劇博物館へ收藏の上、情報検索サイト(JDTA)を制作し、文化財としての価値を再認識させ未来に継承する

EPAD事業 進行実績



令和2年度実績

美術作品についてはGoogle Arts & Cultureなどさらに広い活用を視野に入れている。

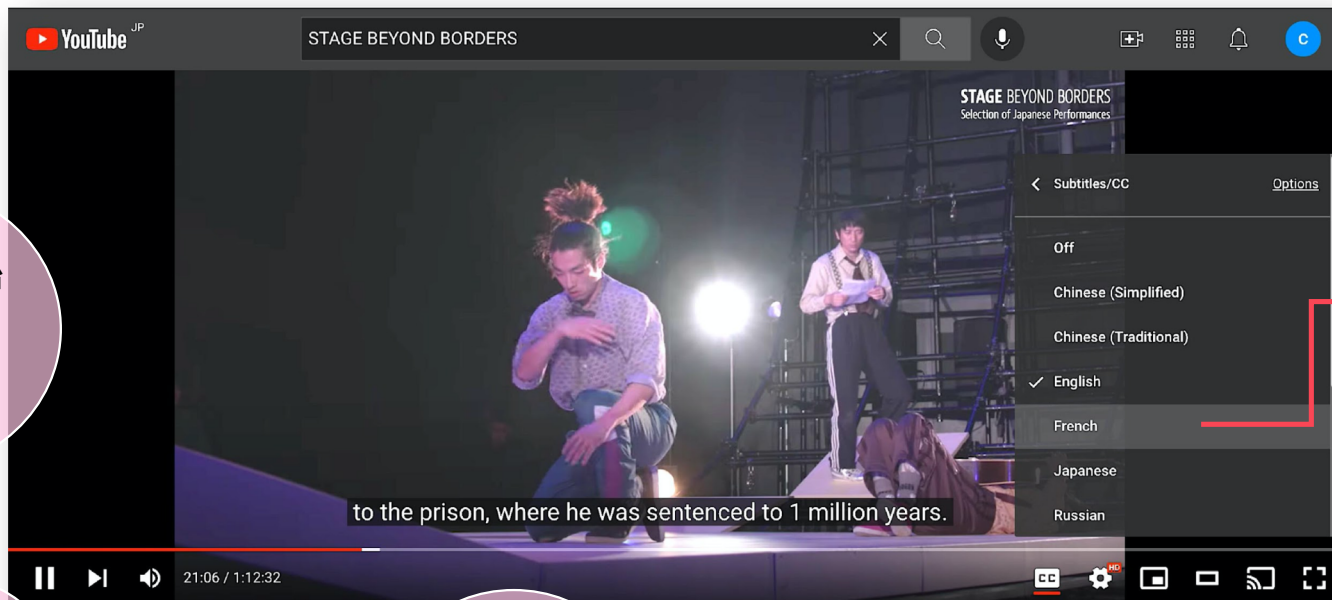
	目標本数(モデル事業含む)	実績
公演映像の アーカイブ化・配信可能化事業	合計 900 (うち配信200)	合計 1,283 (うち配信291)
戯曲の収集とデジタル化	900	553 (13名、84公演にわたる)
舞台美術資料の写真、 デザイン画等の収集とデジタル化	700	2,500
Eラーニング動画の 制作・教育連携	35動画 (1団体、7部門)	63動画 (2団体、7部門)

映像提供団体へ支払った権利対価 合計 **5.4**億円

事業費の **72%** を現場へ還元

令和3年度事業

国際交流基金と協働でSTAGE BEYOND BORDERSにて50作品を配信
文化庁「日本の演劇未来プロジェクト」にて高音質・高画質収録を協働



10月より開始
8万回以上
再生された
作品も

海外芸術
祭とのコ
ラボも実
施中

海外教育機
関で授業利
用も

将来的な共
同制作や招
聘へ

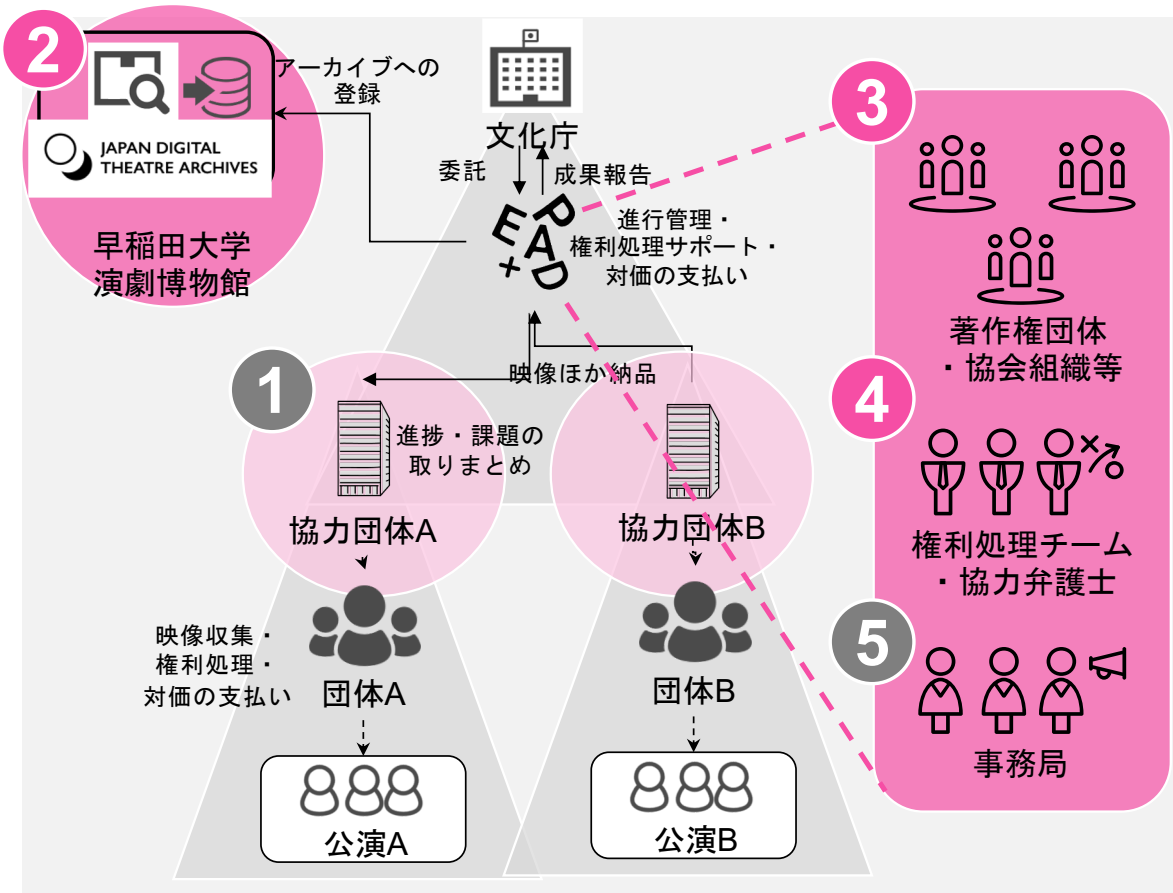
7言語～9
言語に翻訳

全世界70カ国
以上で視聴

どのようにして実現したか？

多くのパートナーからの協力を得て、短期での事業完了を実現。

事業実施体制 詳細



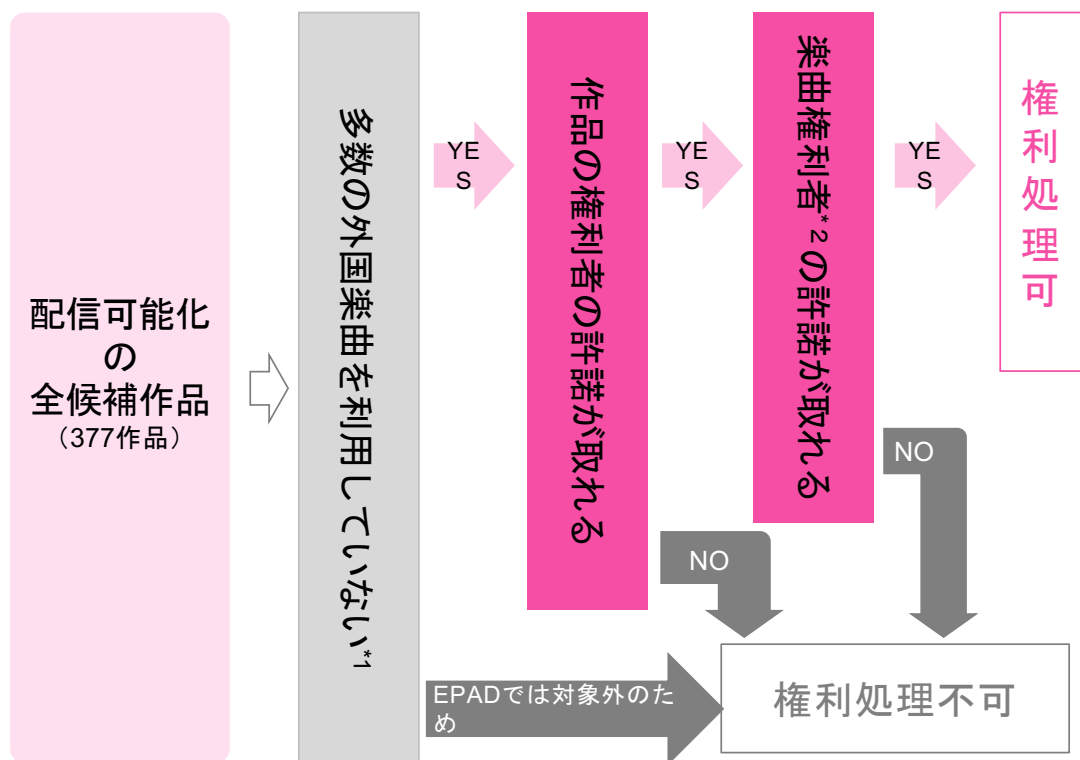
役割

	主体	工夫した点・役割
①	協力団体	<ul style="list-style-type: none"> 既存のネットワークを活かした作品収集 申請に係る事務処理の代行によるアーティストの負担軽減
②	早稲田大学演劇博物館	<ul style="list-style-type: none"> アーカイブのプロフェッショナルとしての監修
③	著作権団体・協会組織等	(日本レコード協会、MPA、NexTone、日本照明家協会、日本舞台音響家協会、舞台映像協会の協力)
④	権利処理チーム・協力弁護士	<ul style="list-style-type: none"> 権利処理に係る一切の課題の解消
⑤	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 事務局メンバーには舞台の制作者等を配置 現場を理解し、現場に寄り添った運営を実施

EPAD権利処理の現場から見た、必要な対応

制作サイドへの啓蒙だけでなく、業界として権利の集中処理体制の構築を視野に入れる必要がある

権利処理の主な可否判定プロセス



現場から見たこと

事象	必要な対応
不可の理由1位は「同意が得られない」	<ul style="list-style-type: none"> • 制作者は、権利者が散逸する前に権利について同意を得ておく
不可の理由2位は「楽曲権利者が分からない」	<ul style="list-style-type: none"> • イベント開始前に、権利処理を念頭において使用楽曲を検討する
(専任スタッフがいても)権利処理の完了に2週間以上要した作品が8割	<ul style="list-style-type: none"> • 業界として、効率的に権利処理を行うための情報提供・環境の構築
創作時の知識不足 Ex)観客の写り込み、携帯着信音、遺書の改訂	<ul style="list-style-type: none"> • 制作者への啓蒙、知識の普及

*1 外国楽曲は権利処理難易度が高いため、EPAD事業では外国楽曲を使用した作品は原則対象外とし、数作品のみにとどめた

*2 音楽著作権者(作詞・作曲者)と原盤権者に分かれる。日本の楽曲の権利は主にJASRACが集中管理している

日本の舞台芸術公演映像にまつわる課題

収録・権利処理の標準化と一元管理が期待される



As Is

To Be

要因

起きていること

対策

期待する変化

収録・権利処理への
リテラシーの不足

手続き・作業のための
体力の不足

※権利処理は煩雑であるため、
個々の団体が独力で権利処理を
完遂することは困難を極める。
体力不足が映像二次利用を妨げ
る構造を改善すべきである。

- 記録映像が残っていない
 - 残っていたとしても品質が配信に耐えない
- ⇒舞台芸術文化が保存・継承されない

- 公演映像の視聴が一部の作品に限定されている
- ⇒映像を収益基盤にできない

- 商用配信を自走できる余裕を持った団体による、商用活用を見込める作品のみ配信されている
- ⇒自走できない団体は映像を収益基盤にすることもできず、また作品が文化として保存されない

標準化

一元管理
(による
スケールメリット)

- 作品の企画、制作時から配信に耐える記録映像を残す準備をすることが容易になる
- 公演に際しての収録基準と契約関係がクリアになり、業界全体へ浸透する

- 魅力的な配信コンテンツが増え、舞台芸術の裾野・市場が拡大する
- 例) 障がい者、育児・介護等で外出が困難な方が自由な時間に視聴
地方公共劇場での上映会 (東京一極集中の緩和)

- 権利処理のサポート体制、権利の一元管理が仕組み化し、最小限のコストで権利処理が完遂できる (権利処理のハブとなる)
- 実験的、前衛的な作品など多様なコンセプトの作品が配信されるようになる

デジタルアーカイブの循環モデル

